

平成18年7月から 4段階の免除制度が始まります

現在の全額免除と半額免除の制度に加え、保険料の4分の1または4分の3の額が免除となる4段階免除制度が始まります。

これにより、所得に応じた免除制度を利用でき、保険料が納めやすくなります。

制 度	前年所得の審査対象者	承認期間中に 納付する保険料	将来老齢基礎年金を もらうときには？
全額免除	本人・配偶者・世帯主	月額 0円	3分の1の金額が反映
4分の3免除	本人・配偶者・世帯主	月額 3,470円	2分の1の金額が反映
半額免除	本人・配偶者・世帯主	月額 6,930円	3分の2の金額が反映
4分の1免除	本人・配偶者・世帯主	月額10,400円	6分の5の金額が反映
納付猶予	本人・配偶者	月額 0円	金額への反映は無し
学生納付特例	本人	月額 0円	金額への反映は無し

● 将来の年金の受給額は

免除や特例期間は65歳からの老齢基礎年金を受けるための資格期間には算入されますが、年金額は減額されます。あとから(10年以内)納めれば通常納めていたのと同じ取扱いになり老後の年金を満額に近づけることができます。

ただし、免除や学生納付特例・30歳未満の若年者納付猶予の承認を受けた年度から2年を経過した分を追納する場合は、当時の保険料に加算がつきますので早めの追納をおすすめします。

● 万一のときの年金は受けられます

国民年金には老後の年金だけではなく、障害者になったときの障害基礎年金や、夫が亡くなったときに子のいる妻が受ける遺族基礎年金があります。これらは免除や学生納付特例、若年者納付猶予期間中も保障されており、減額されることはありません。

年金を受給している方へ

～現況届けは毎年提出が必要です～

- * 現況届は年金をもらい始めて、2回目の誕生月から届きます。
- * 60歳から特別支給の厚生年金を受給している方に届く65歳時の現況届は、国民年金の裁定請求を兼ねたものなので、市民課で市長の証明が必要になります。
- * 現況届を提出しないと年金の支給が差止めになります。
- * 届かない場合・紛失した場合は、年金課またはコザ社会保険事務所で現況届のハガキをもらい速やかに提出してください。提出すれば支給差止めになっている年金を再びもらうことができます。

**国民年金保険料
のお支払いは便利な
口座振替で!!**

年金課

電話 973-5498

コザ社会保険事務所

電話 国民年金課 933-3437

年金給付課 933-3439